

一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ運送を除く)

- 事業計画変更認可申請書
 事業計画変更届出書
 施行規則第44条第1項の届出書

運輸局長 殿		申請年月日	平成 年 月 日	
運輸支局長 殿		事業者番号	No.	
フリガナ	印			
申請者名				
代表者名				連絡担当者
郵便番号 〒				電話番号 ()
申請者住所				

変更又は届出内容(項目)		
①主たる事務所 ②営業所 ③休憩・睡眠施設 ④自動車庫車 ⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数 ⑥利用運送を行うかどうかの別 ⑦利用運送の営業所 ⑧利用運送の業務の範囲 ⑨利用運送の保管施設 ⑩利用する事業者の概要 ⑪事業廃止 ⑫事業休止 ⑬役員変更 ⑭氏名・名称又は住所 ⑮事業休止再開		
変更項目	(新)	(旧)
変更を必要とする(した)理由		
届出事由の発生の日		

(備考) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合、必ず本人が自署して下さい。

(官庁使用欄)

支局受付印	本局受付印
-------	-------

都計法照会 有・無
平成 年 月 日 (No.)

1. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

(1) 普通自動車

所属営業所	(新)					(旧)				
	普通	小型	けん引	被けん引	計	普通	小型	けん引	被けん引	計
業新										
業新										
業新										
業新										
合計										

(2) 霊柩自動車

所属営業所	(新)					(旧)				
	宮型	洋型	バン型	バス型	計	宮型	洋型	バン型	バス型	計
業新										
業新										
業新										
業新										
合計										

※ 運行車については内訳を()書きで記載する。

2. 変更する自動車の明細

所属営業所	増・減車の別	最大積載量	年式
業新	増車・減車	kg	
業新	増車・減車	kg	
業新	増車・減車	kg	
業新	増車・減車	kg	
業新	増車・減車	kg	

所属営業所	増・減車の別	最大積載量	年式
業新	増車・減車	kg	
業新	増車・減車	kg	
業新	増車・減車	kg	
業新	増車・減車	kg	
業新	増車・減車	kg	

3. 増車予定日

平成 年 月 日から実施する。

4. 車庫の必要面積 (概算)

積載トン数	1両当り必要収容能力	車両数	必要面積計
7.5 トを超えるもの	38 m ²		m ²
2.0 トロング超～7.5 トまで	28 m ²		m ²
2.0 ト ロング	20 m ²		m ²
2.0 ト まで	15 m ²		m ²
合計			m ²

注) 車庫の面積に余裕がない場合は、車両配置の平面図を添付して下さい。

＜作成にあたっての留意点＞

- この様式は、一般貨物自動車運送事業用に作成されたものです。他の業種を含めて⑬役員変更、⑭氏名・名称又は住所を届出する場合は、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令」に基づく様式によることとなります。
- 申請者の概要欄（申請書上段）の記載について
 - 申請者名・代表者名
法人の場合は、商号（法人名）及びその代表者名を、個人の場合は氏名のみ記入して下さい。
 - 申請者住所
法人の場合は商業登記簿謄本上の本店所在地を、個人の場合は住民票上の住所を記入して下さい。
- 事業計画欄（申請書下段）の記載について
 - 変更項目 上段に記載されている中から変更又は届出事項に該当する項目を選び、その番号を記入して下さい。
 - （新）・（旧）の別

変更項目	（新）変更後	（旧）変更前
①	新しい主たる事務所の名称・位置	現在の主たる事務所の名称・位置
②	新しい営業所の名称・位置	現在の営業所の名称・位置
③	新しい休憩・睡眠施設の位置・収容能力	現在の休憩・睡眠施設の位置・収容能力
④	新しい自動車庫の位置・収容能力	現在の自動車庫の位置・収容能力

⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

（新）欄に「別紙のとおり」と記入の上、具体的内容を「別紙」に記入して下さい。

変更項目	（新）変更後	（旧）変更前
⑥	利用運送をする、しないの別	利用運送をする、しないの別
⑦	新しい利用運送の営業所の名称・位置	現在の利用運送の営業所の名称・位置
⑧	新しい利用運送の業務の範囲	現在の利用運送の業務の範囲
⑨	新しい利用運送の保管施設の概要	現在の利用運送の保管施設の概要
⑩	新しい利用する運送事業者の名称・住所	現在の利用する運送事業者の名称・住所

- 事業廃止・・・（新）欄に廃止年月日を、その理由は下欄（変更理由）に記入して下さい。
- 事業休止・・・（新）欄に休止年月日と休止予定期間を、その理由は下欄（変更理由）に記入して下さい。
- 役員変更・・・（新）欄は新たに就任した商業登記簿謄本上の役員の役職名及び氏名を、（旧）欄は同様に退任した役員の役職名及び氏名を記入して下さい。
- 氏名・名称又は住所・・・（新）欄は新しい氏名・名称又は住所を、（旧）欄は変更前の氏名・名称又は住所を記入して下さい。
- 事業休止再開・・・（新）欄に再開年月日を記入して下さい。
※ 変更項目が書ききれない場合は、用紙を追加して下さい。

4. 添付書類については、下記一覧表を参考に添付して下さい。

変更項目番号	添付書類
② ④	事業用自動車の運行管理体制を記載した書面【事変様式1及び2】（注1）
② ③ ④ ⑦	事業の用に供する施設の使用権限を証する書面 （自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入れの場合は賃貸借契約書の写し等）
② ③ ④ ⑦	都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書【事変様式3】
② ③ ④ ⑦	営業所・車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取図、平面（求積）図
② ④ ⑥	法令遵守（行政処分を受けたことがない旨）の宣誓書【様式例1又は様式例2等】（注2）
④	道路幅員証明書等
⑨	保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類
⑩	利用する事業者との運送に関する契約書の写し
⑬	貨物自動車運送事業法第5条（欠格事由）のいずれにも該当しない旨の宣誓書（新任役員）【様式例3】

（注1）②は事変様式1及び2、④は事変様式1のみ。

④は営業所に併設しない車庫の場合。（収容能力のみの変更の場合を除く）

（注2）②は営業所の新設（増設に限る）の場合。

④は車庫の新設、位置変更（収容能力の拡大を伴うものに限る）の場合。

⑥は新たに利用運送を行う場合。

事変様式 1

・事業用自動車の運行管理等の体制（ _____ 営業所）

1. 運行管理等の体制

① 指揮命令系統



② 選任計画

担当常勤役員等	___人	
運行管理者	___人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ _____ ・ _____ ）（※2） ・勤務時間（ _____ 時 _____ 分 ～ _____ 時 _____ 分） ・休 日（ _____ 日 / 月） }（※3） <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに確保予定）（※4） ・勤務時間（ _____ 時 _____ 分 ～ _____ 時 _____ 分） ・休 日（ _____ 日 / 月） }（※3）
運行管理補助者 （※1）	___人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ _____ ・ _____ ）（※5） <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに確保予定）
整備管理者	___人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ _____ ・ _____ ）（※6） <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに確保予定）（※3）
整備管理補助者 （※1）	___人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに確保予定）（※3）
常時選任運転者	___人	（事変様式2のとおり）
その他従業員	___人	

③ アルコール検知器の配備計画

泊まり運行 有 ・ 無

設置型： _____ 台 ・ 携行型： _____ 台

④ 事業用自動車の日常点検計画

点検の実施場所： _____ ・ 点検の実施者： _____

⑤ 営業所と車庫間の距離（※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。）

_____ km

⑥ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

連絡方法： _____

点呼実施場所が車庫の場合（※併設されていない場合のみ記入）

・ 営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分

移動手段： _____ / 所要時分： _____ 分

・ 車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間

出庫時（ _____ 時から _____ 時まで）

帰庫時（ _____ 時から _____ 時まで）

点呼実施場所が営業所の場合（※併設されていない場合のみ記入）

・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分

移動手段： _____ / 所要時分： _____ 分

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※7）及び事故処理等の体制

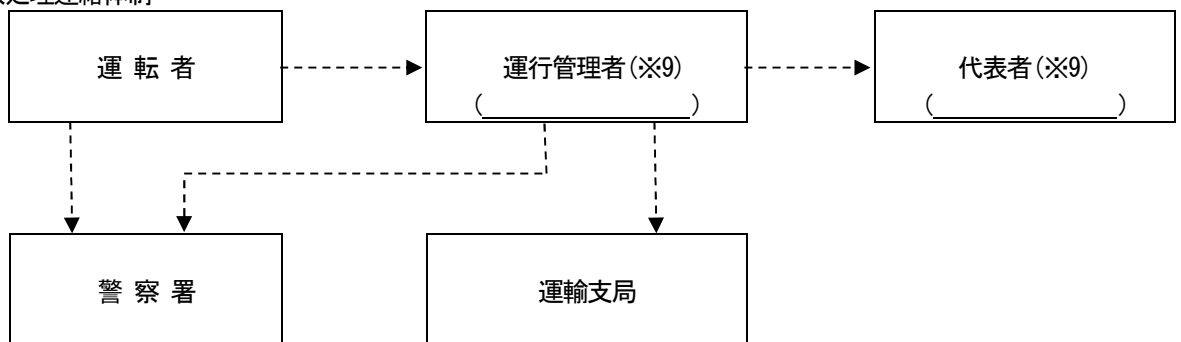
① 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※8）； _____ 箇月以内） ・ 無
- ・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
 有 ・ 無

② 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※8）； _____ 箇月以内） ・ 無
- ・ 積載量確認方法
 計量器による（※どの様な計量器か具体的に記載： _____）
 運送依頼票による

③ 事故処理連絡体制



- (※1) 補助者を選任するときは記載する。
- (※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。
- (※3) 確保予定年月日には具体的な日付けを記載する。
- (※4) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。確保済み、予定共に記入する。
- (※5) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。
- (※6) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。
- (※7) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）
- (※8) 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載する。
- (※9) () 内に連絡先の電話番号を記載する。

○苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名： _____（役職等： _____）
苦情処理担当者 氏名： _____（役職等： _____）

- 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員 : _____人 確保予定人員 : _____人

- 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画

(労使協定の締結予定の有無 有・ 無) (※該当する口欄にレ印を記入)

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの 拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月 当たりの 乗務日数	運 転 時 間			休息期間 勤務と 勤務の間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転手が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

関東運輸局長

殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び
休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

申請者

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印又は署名

関東運輸局長
殿

宣 誓 書

平成15年2月28日付け関東運輸局長公示「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に
関する処理方針について」の1. (6)に抵触していません。

平成 年 月 日

(法人)	住 所 名 称 代表者の氏名	印又は署名
(役員)	住 所 氏 名	印又は署名
(役員)	住 所 氏 名	印又は署名
(役員)	住 所 氏 名	印又は署名

※代表者について、個人（役員）としての宣誓も必要です。
※常勤役員は、必ず全員宣誓してください。

関東運輸局長
殿

宣 誓 書

平成15年2月28日付け関東運輸局長公示「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に
関する処理方針について」の1. (6)に抵触していません。

平成 年 月 日

住 所
氏 名

印又は署名

関東運輸局長
殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第5条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称

印又は署名

第10条 (契約の期間)

契約期間は、主務官庁より一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可を受けた日から効力を発生し、本契約の期間は効力発生日から向こう 年とし、以後甲乙双方異議のないときは自動的に更新するものとする。

第11条 (契約の解除及び更改)

本契約の各条項中、契約の継続を不相当と認めるときは、甲乙協議の上、これを解除又は更改することができる。

以上、この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙各々捺印の上各1部を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印